

生徒会会則

第1条 本会は湖北中学校生徒会と称す。

第2条 本会は会員の自治活動を通して、民主社会形成者としての人格を高め、校風の振興をはかることを目的とする。

第3条 本会は進んで他校の生徒とも連絡協力し、前条の目的達成を図る。

第4条 本会は本校生徒を会員とし、本校職員をもって顧問とする。

第5条 本会の目的を達成するために次の機関をおく。

- 1.生徒総会 2.中央委員会 3.総務会 4. 専門委員会 5.特別委員会 6.部長会
- 7.学年委員会 8.議長団 9.選挙管理委員会

第6条 前条の会の任務は次の通りである。

生徒総会は議決機関であって年度初めに開き次に掲げる事項を審議決定する。なお、議事については、出席者の過半数をもって承認とする。

1. 予算及び決算, 年間計画
2. 会則の改正

第7条 中央委員会は生徒総会につぐ議決機関であって各学級委員、生徒会役員によって構成し、次に掲げるような事項を審議決定する。

- 1.生徒会を運営するための種々の計画
2. 全校自治に関する問題
3. 各委員会、協議会等により提出された議題の審議
4. その他緊急を要する問題

第8条 総務会は生徒会長1名, 副会長2名, 書記2名、会計2名を以って構成する。

第9条 専門委員会の名称と役割は次の通りとする。

第10条 部長会は各部活動の代表1名によって構成し、部活動に関する計画立案実践及びそれに伴う予算の編成に参加する。

第11条 「議長団」生徒総会及び中央委員会に議長を置く。議長は中央委員会で選出する。

第12条 役員の任務は次の通りである。

(但しここでいう役員とは全生徒の選挙により選出されたものをいう。)

1. 会長は生徒会を統括し、生徒総会(定例及び臨時)を召集する。
2. 会長は生徒会を統括し、中央委員会を召集する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に 事故このあった時は、これにかわる。